

・生活習慣病管理料に関するお知らせ

この度、2024年度の診療報酬改定に伴い、生活習慣病管理料に関する取り組みが変更されました。

生活習慣病は、日常の生活習慣によって引き起こされる病気であり、例えば糖尿病、高血圧、脂質異常症などが該当します。

これらの疾患は、健康への影響が大きく、早期の管理が重要です。

・生活習慣病管理料とは？

生活習慣病管理料とは、患者さんが生活習慣病に対する定期的な医療管理を受ける際に掛かる費用に関する診療報酬制度のことです。この制度の目的は、患者さんが健康的な生活を送るための支援を提供し、生活習慣病の予防や管理に役立つサービスを提供することです。

・生活習慣病管理料の対象者

生活習慣病管理料の対象者は、主病が生活習慣病の方で、医師の指示に基づき定期的な診療や健康管理を必要とする方です。

具体的には、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の診断を受けた方が該当します。また主病とは「患者の全身的な医学管理の中心となっている疾患」であり、主治医が判断します。

・生活習慣病管理料の内容

生活習慣病管理料には、次のような内容が含まれます。

1. 定期的な健康観察や検査の実施
2. 医師や看護師による生活習慣指導や健康相談
3. 療養計画書の作成と管理

・お知らせ

生活習慣病管理料は、患者さんの健康状態や診療内容に応じて異なる場合があります。詳細については、担当の医師や看護師にお問い合わせください。生活習慣病の管理は、早期の発見や適切な治療・ケアによって、健康な生活を送るための大切な一歩です。